

令和6年7月10日

中国運輸局

連絡先：

国土交通省 中国運輸局

島根運輸支局 検査・整備・保安担当

橋本、田子

TEL 0852-37-2138

自動車検査証の有効期間を延長します

～令和6年7月の大雨の影響を受けて～

令和6年7月の大雨の影響により道路の一部が寸断されて集落が孤立する等、甚大な被害が発生しています。このため、島根県出雲市大社町を使用の本拠の位置とする、自動車検査証の有効期間が令和6年7月9日から同年8月8日までの車両について、令和6年8月9日まで自動車検査証の有効期間を延長します。

1. この度、大雨の影響による被害発生により、島根県出雲市大社町を使用の本拠の位置とする車両は、継続検査を受けることが困難であり、住民の生活に支障が生ずるおそれがあります。

このため、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、以下のとおり自動車検査証の有効期間を延長することとし、本日公示しましたのでお知らせします。

○対象となる自動車

島根県出雲市大社町を使用の本拠の位置とする自動車のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和6年7月9日から同年8月8日までのもの

(有効期間の確認は、お手持ちの自動車検査証の赤枠欄を御確認ください。

なお、電子車検証の場合は自動車検査証記録事項もしくは車検証閲覧アプリで御確認下さい。)

有効期間の満了する日	令和6年7月9日
------------	----------



○延長後の有効期間満了日

自動車検査証の有効期間を満了する日を、令和6年8月9日まで延長

○継続検査の手続き

対象となる自動車については、令和6年8月9日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車を使用することができます。

なお、有効期間の延長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが8月9日を限度として猶予されます。

詳しくは、契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

2. 今後の状況に応じ、有効期間の再伸長及び対象地域の変更等を検討していきます。

（参考1）参照条文

○道路運送車両法（昭和26年法律第185号）（抜粋）

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

（参考2）島根運輸支局長の公示

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であつて、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和6年7月9日から同年8月8日までのものは、令和6年8月9日をもって満了するものとする。

記

出雲市大社町

令和6年7月10日

中国運輸局 島根運輸支局長